

令和7年度

固定資産（償却資産）申告の手引き

平素は、本市の税務行政に格別のご理解とご協力をたまわり厚くお礼申し上げます。さて、令和7年度の固定資産（償却資産）の申告の時期がまいりましたのでご案内いたします。

提出期限：令和7年1月31日（金）

事務処理の都合上、なるべく1月20日（月）までにご提出をお願いします。

償却資産とは、会社や個人で事業をされている方（工場や商店などを経営されている方や、駐車場やアパートを貸し付けている方等）が、その事業のために用いている構築物・機械・器具・備品等をいいます。

市内にこのような事業用資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在の資産所有状況を1月末日までに申告していただくことになっています。

<問い合わせ先および申告書の提出方法>

○問い合わせ先および窓口での提出

彦根市役所 本庁舎 1 階 税務課資産税係（8 番窓口）

TEL 0749-30-6138（直通）

HP <https://www.city.hikone.lg.jp> （広報ひこね HP 番号 4939）



○郵便での提出

〒522-8501 彦根市元町 4 番 2 号 彦根市役所税務課資産税係

※**受付印を押した控えの返送を希望される方は切手を貼った返信用封筒を同封してください。**

なお、控えに受付印が不要な場合は控用の送付は不要です。提出用のみ送付してください。

OeLTAX での提出：彦根市では eLTAX による電子申告が可能です。

詳しくは、eLTAX ホームページで、ご確認ください。

地方税共同機構 <https://www.lta.go.jp/>



彦根市

申告書等の書き方 こちらの申告書は、必ずご提出してください。

こちらの申告書は、必ずご提出してください。

赤色の部分は必ず記入してください。

＜1 住所・2 氏名＞

- 電話番号を記入してください。
- 所有者が法人の場合は、その名称および代表者の氏名を記載してください。
- 押印不要です。

●所有者が法人の場合

代表者の氏名を記載

●押印不要です。

＜取得価額＞

- 前年前に取得したもの(イ)
前年までに申告された資産の合計です。今年度初めて申告される方は0になります。
- 前年中に減少したもの(ロ)
(イ)のうち、前年中に減少(売却・滅失・移動)した資産の取得価額を記入してください。
- 前年中に取得したもの(ハ)
前年中に増加(新品取得・中古取得・移動による受入れ)したものおよび前年前に申告もれになっていた資産の取得価額を記入してください。今年初めて申告される方は全資産の取得価額を記入してください。
- 計 [(イ) - (ロ) + (ハ)] (ニ)
全資産の取得価額を記入してください。

●前年中に減少したもの(口)

減失・移動)した資産の取得価額
を記入してください。

●前年中に取得したもの(ハ)
前年中に増加(新品取得・中古取得・移動による受入れ)したものおよび前年前に申告もれになっていた資産の取得価額を記入してください。今年初めて申告される方は全資産の取得価額を記入してください。

●計 [(イ) - (ロ) + (ハ)] (ニ)
全資産の取得価額を記入してください。

＜3 個人番号または法人番号＞

個人の方は12桁のマイナンバー(個人番号)を、法人の場合は13桁の法人番号を右詰めで記入してください。

＜8～14 短縮耐用年数の承認等＞

各項目について、該当する方を○で
囲んでください。

＜15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地＞
彦根市内の資産の所在地を記入してください。

彦根市内の資産の所在地
を記入してください。

＜16 借用資産＞

借用資産の有無について該当する方を○で囲み、その貸主の名称等を記入してください。

＜18 備考(添付書類等)＞

次のような事項があれば
記入してください。

- 添付した書類の名称
- 特例適用資産がある場合、根拠法令
- 合併があった場合は、合併年月日、合併法人名、被合併法人等
- 廃業、解散、移転などがあった場合、その年月日
- その他、申告に必要な事項、参考となる事項

合、根拠法令

●合併があった場合は、
合併年月日、合併法人名、
被合併法人等

●廃業、解散、移転などが
あった場合、その年月日
●その他、申告に必要な

事項、参考となる事項

償却資産申告書(草色刷)記入例

令和 年 月 日

彦根市長様

1 住所
(ふりがな)
〒522-0071
彦根市元町1-2-3
(又は納税通知書送達先)

2 氏名
(ふりがな)
株式会社 彦根機械工業
代表取締役 彦根 太郎
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

※所有者コード
999999
株式会社 彦根機械工業

3 個人番号又は法人番号
01123456789012

4 事業種目
金属加工業
(資本金等の額) (10 百万円)

5 事業開始年月
平成 3 年 4 月

6 この申告に対応する者の係及び氏名
経理課 彦根 一郎
電話 0798-12-4567

7 税理士等の氏名
佐賀 太郎
電話 0798-12-6789

8 短縮耐用年数の承認
有・無

9 増加償却の届出
有・無

10 非課税該当資産
有・無

11 課税標準の特例
有・無

12 特別償却又は圧縮記帳
有・無

13 税務会計上の償却方法
定率法

14 青色申告
有・無

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地
① 元町1-2-3
② 本庄町4567
③

16 借用資産
貸主の名称等
彦根リース
(有)無

17 事業所用家屋の所有区分
自己所有・借家

18 備考(添付書類等)

①資産内容 □ 資産増減無し □ 該当資
②廃業・移転等 □ 廃業・解散 □ 移転(年

特例適用承認申請書
(法附則第15条第2項公算防止設備)

発義申明細申告本店市特住登外キ一変
送務告増減修告店境境新修送義務明
簿者書加少正先店分産規正先者書細

いずれかに該当する場合はチェックを入れてください。

(注) 独自の申告書を使用される場合も、この申告書併せて返送してください。

＜数量＞
資産の数量を記入してください。

赤色の部分は必ず記入してください。

＜取得価額＞
資産の取得価額を記入してください。
なお、消費税は会計処理として税込経理処理方式を採用している場合には、それを含めた金額で記入してください。

＜増加事由＞
該当する事由の番号を○で囲んでください。
1:新品取得
2:中古品取得
3:移動による受入れ
4:その他

＜資産の種類＞

資産の種類は、1種から6種までを番号で記入してください。

- 1:構築物
- 2:機械及び装置
- 3:船舶
- 4:航空機
- 5:車両及び運搬具
- 6:工具、器具及び備品

＜資産の名称等＞

資産の名称（品名）、型式および規格等を記入してください。

＜取得年月＞

資産を取得した年号および年月を記入してください。

※年号
昭和…3(S)
平成…4(H)
令和…5(R)

＜耐用年数＞

「減価償却資産の耐用年数に関する省令」に掲げる耐用年数を記入してください。

種類別明細書(増加資産・全資産)(草色刷)記入例

種類別明細書(増加資産・全資産用)

令和 年度		種 別 明 細 書 (増 加 資 産 ・ 全 資 産 用)										所 有 者 名										2: 中 3: 移 4: そ					
所 有 者 コー ド		異 動 事 由 新 規		2		株 式 会 社 彦 根 機 械 工 業										1											
行 番 号	資 産 の 種 別	資 産 コー ド		資 産 の 名 称 等		数 量	取 得 年 月			取 得 価 額			耐 用 年 数	減 価 残 存 率	価 額			※ 課 税 標 準	※ 特 例 コ ー ド	課 税 標 準 額			増 加 事 由	摘 要			
							年 号	年	月	十 億	百 万	千	円			十 億	百 万	千	円			十 億	百 万	千	円		
01	1				パ ッ ケー ジ エ ア コ ン	1	R	2	9	1	5	0	0	0	0	1	3	0	9	1	9					① 2 3 4	
02	1				パ ッ ケー ジ エ ア コ ン	1	R	2	9		8	0	0	0	0	1	3	0	9	1	9					① 2 3 4	
03	1				衛 生 器 具 設 備	1	R	2	9		5	0	0	0	0	1	5	0	9	2	9					① 2 3 4	
04	2				公 害 防 止 設 備 (地 下 水 浄 化)	1	R	2	4		8	0	0	0	0	5	0	8	1	5					① 2 3 4	法 附 則 15 条 2 項	
05	6				パ ソ コ ン	5	R	2	2		8	0	0	0	0	4	0	7	8	1					① 2 3 4		
06	6				カ ウ ン ター	1	R	2	6		3	0	0	0	0	8	0	8	7	5					① 2 3 4		
07																0									1 2 3 4		
08																0									1 2 3 4		
09																0									1 2 3 4		
10																0									1 2 3 4		
11																0									1 2 3 4		
12																0									1 2 3 4		
13																0									1 2 3 4		
14																0									1 2 3 4		
15																0									1 2 3 4		
16																0									1 2 3 4		
17																0									1 2 3 4		
18																0									1 2 3 4		
19																0									1 2 3 4		
20																0									1 2 3 4		
小 計						10				4700000																	

注意①「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他、のいずれかに○印を付けてください。 ②※印欄は記入しないで下さい。

＜摘要＞
課税標準の特例が適用される資産、非課税資産、減価資産についてはその適用条項を記入してください。その他、価格の決定にあたって必要な事項を記入してください。

＜小計＞
そのページの増加した取得価額の合計を記入してください。

[illegible]

償却資産の申告について

1 申告していただく方

毎年 1 月 1 日現在、彦根市内に土地および家屋以外の事業用資産(彦根市内で貸し付けている資産も含む)を所有している個人または法人

2 申告の方法と提出書類

申告書類は **2 枚複写** となっており、1 枚目は提出用、2 枚目は控え用ですので、1 枚目(提出用)を提出してください。**郵送で提出される方で、申告書控えに受付印の必要な方は、必ず返信用封筒(切手を貼ったもの)を同封してください。**

●本年度から初めて申告される方(初めて申告書が届いた方)

提出書類

- ・償却資産申告書
- ・種類別明細書(増加資産・全資産用)

注意点

- ・令和 7 年 1 月 1 日現在、彦根市に所有している償却資産について全て申告してください。
- ・償却資産をお持ちでない方は、申告書の「18 備考」欄にある①資産内容の「該当資産なし」にチェックを入れて、申告書のみ提出してください。

●前年度に申告されている方(※前年度に償却資産を申告された方は、申告書の取得価額のうち「前年前に取得したもの(イ)」の欄に印字をしております。)

提出書類

- ・償却資産申告書
- ・種類別明細書(増加資産・全資産用)
- ・種類別明細書(減少資産用)

注意点

- ・前年中に増加、減少した資産をそれぞれの種類別明細書に記入してください。
- ・前年以前に取得した申告もれ資産、移動により受入れた資産は種類別明細書(増加資産・全資産用)に記入してください。
- ・増加、減少した資産がない場合は、申告書の「18 備考」欄にある①資産内容の「資産増減なし」にチェックを入れて、申告書のみ提出してください。
- ・廃業、解散、営業譲渡された方は、申告書の「18 備考」欄にある②廃業・移転等の該当する項目にチェックを入れて、申告書及び種類別明細書(減少資産用)を提出してください。営業譲渡された方は、譲渡先も記入してください。

●eLTAX（電子申告）による申告をされる方

「eLTAX(エルタックス)」とはインターネットを利用して地方税の手続きを電子的に行うシステムで、eLTAX 対応ソフトを利用して自宅やオフィスなどから申告手続きを行うことができます。

初めて eLTAX を利用する場合には、eLTAX ホームページで「利用届出(新規)」を行い、利用者 ID を取得する必要があります。

詳しくは eLTAX ホームページをご確認ください。

地方税共同機構 <https://www.lta.go.jp/> (右 QR コード)



3 提出期限

法定申告期限は令和7年 1 月 31 日(金)ですが、事務処理の都合上なるべく 1 月 20 日(月)までに提出していただきますようご協力をお願いします。

4 提出先

〒522-8501 彦根市元町 4 番 2 号 彦根市役所税務課資産税係

郵送で提出される方で、申告書控えに受付印の必要な方は、必ず返信用封筒(切手を貼ったもの)を同封してください。 なお、控えに受付印が不要な場合は控用の送付は不要です。提出用のみ送付してください。

彦根市(償却資産申告について)ホームページ (右 QR コード)

<https://www.city.hikone.lg.jp> (広報ひこね HP 番号 4939)



5 申告されない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第 386 条の規定により過料が科せられることがあるほか、同法第 368 条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。

虚偽の申告をされますと、地方税法第 385 条の規定により罰金等を科せられることがあります。なお、課税処理は、現年度だけでなく過年度に遡及することがあります。

6 実地調査等のお願い

申告書受理後、地方税法に基づいて実地調査・帳簿調査(固定資産台帳等を郵送していただく調査)を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。また、この調査に伴って申告内容に相違があることが確認された場合は遡って更正することがありますので、申告内容をご確認ください。

固定資産税における償却資産とは

1 償却資産の範囲

(1) 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地や家屋以外の**事業の用に供することができる資産で、その減価償却額(減価償却費)が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるもの**(法人税または所得税を課されない方が所有するものを含む)をいいます。

(2) 償却資産の種類

資産の種類		具体例
1. 構築物	構築物	門、塀、擁壁(土留め)、外構、広告塔、舗装路面(駐車場舗装等)、屋外排水溝、焼却炉、緑化施設、その他土地に定着した設備等
	建物 建物附属設備 (建築設備)	①プレハブ等の建物で、基礎がないまたは基礎がブロックの単体・木杭等で簡易な建物等 ②自家用発電設備、受変電設備、屋外照明設備、給湯設備(局所的)、業務用設備(厨房設備、洗濯設備、動力配線等)、簡易間仕切、内装工事等
2. 機械及び装置		金属・印刷・縫製等の製造加工機械、土木建設機械(パワーショベル・ブルドーザー)、太陽光発電設備(屋根材一体型を除く)、その他産業機械及び装置等
3. 船舶		客船、貨物船、油槽船、遊覧船、ボート等
4. 航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5. 車両及び運搬具		大型特殊自動車、その他運搬車等(自動車税種別割、軽自動車税種別割の課税客体となるものを除く)
6. 工具、器具及び備品		応接セット、テレビ、冷暖房器具、冷蔵庫、コピー機、パソコン、ファクシミリ、陳列ケース、自動販売機、電話機、看板、ネオン、金庫、レジスター、監視カメラ、取付工具等

(3)特に注意を要する申告対象資産について

- ア 決算以後に取得された資産で未だ固定資産に計上されていない資産
- イ 建設仮勘定で経理されているが、資産の一部又は全部が 1 月 1 日現在において、事業の用に供することができる資産
- ウ 会社の帳簿に記載されていない簿外資産であるが、事業の用に供することができる資産
- エ 改良費のうち、資本的支出として資産計上した資産(本体部とは別に新たな資産の取得として扱います)
- オ 遊休資産・未稼働資産であっても維持補修の行われている資産
- カ 資産の所有者が他の事業を行う者に貸し付けている事業用資産(貸し付け業としてしている場合は、貸し付け先で事業用に使用されているか否かを問わず対象です)
- キ 美術品について、「法人税基本通達 7-1-1」等に規定されている減価償却資産として取り扱われている資産

以上は償却資産の申告対象となります。

(4)車両について

車両は大型特殊自動車申告の対象となります。ナンバープレートを取得している場合は、登録番号の分類番号が、0、00～09、000～099、00A～09Z、0A0～0Z9、0AA～0ZZ、または 9、90～99、900～999、90A～99Z、9A0～9Z9、9AA～9ZZ の車両が対象となります。

自動車税(種別割)、軽自動車税(種別割)の課税対象となるべきものは対象になりません。
(例：自動車、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型特殊自動車)

(5)リース資産の取扱について

リース資産のうち、資産の所有権が移転しないリース(所有権移転外リース)については、原則としてその資産の所有者であるリース会社に申告義務があります。

リース会計基準の変更により、税務会計上は売買取引として取り扱われますが、固定資産税(償却資産)においては、従前のとおり申告義務はリース会社にあります。

ただし、取得価額が 20 万円未満の場合は課税客体にはなりません。

(6) 少額資産等の取り扱いについて

地方税法上の「少額資産」にあたる場合は、申告の対象から除外されます。しかし、取得価額が 20 万円未満の資産についても、申告の対象になる場合があります。

申告の必要がないもの

- ①取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金もしくは必要経費に算入したもの
- ②取得価額 20 万円未満の資産のうち 3 年間で一括償却したもの
- ③法人税法第 64 条の 2 第 1 項に規定するリース資産のうち取得価額が 20 万円未満のもの

申告の必要があるもの

- ④租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入したもの
(法人税・所得税法上は損金算入できますが、固定資産税(償却資産)においては適用されません。)
- ⑤少額であっても個別に減価償却することを選択したもの

	10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上
①一時損金算入	申告対象外			
②3 年一括償却	申告対象外			
③リース資産	申告対象外		申告対象	
④中小企業特例	申告対象			
⑤個別減価償却	申告対象			

(7) 建築設備等における家屋と償却資産の区分

家屋の附帯設備で償却資産の対象となる資産については、9 ページの表の例示を参考にしてください。

家屋とは、一般的に屋根および周壁またはこれに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいいます。

<家屋と償却資産の区分表>

設備の種類	設備の分類	設備の内容	家屋と設備等の所有者			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却	家屋	償却
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
外構工事	外構工事	外構工事(舗装工事、門、塀、フェンス、植栽、自転車置場等)		◎		◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備(配線・配管を含む)		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備 (工場等機械の動力源である動力配線)		◎		◎
		上記以外の設備、家屋と一体の設備一式	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	インターホン設備	集合玄関機等	○			◎
		上記以外の設備一式	○			◎
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用・床暖房用等)	○			◎
		中央式給湯設備				
	ガス設備	屋外設備、引込工事		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式(洗面器・大小便器等)	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)等		◎		◎
		上記以外の設備、家屋と一体の設備一式	○			◎
	換気設備	特定の生産または業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、家屋と一体の設備一式	○			◎
	厨房設備 洗濯設備	顧客の求めに応じるサービス設備一式 (飲食店、ホテル等)		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	その他設備	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置等、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、簡易間仕切、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、ゴミ処理設備、カーテン、ブラインド等		◎		◎

(8) 家屋の附帯設備を償却資産として取り扱う特別な場合

(テナント入居における特定附帯設備)

家屋の附帯設備のうち、家屋の所有者以外の者(テナント入居者等)がその事業の用に供するために取り付けたものについては、その設備の所有者であるテナント入居者等に申告義務があります。

具体例として、テナント入居者が事業の用に供するために、電気設備・給排水設備・空調設備・内外装の仕上等を取り付けた場合には、テナント入居者が償却資産として申告する必要があります。

※P.9の「家屋と償却資産の区分表」をご確認ください。

2 国税との主な違い

項目	国税の取り扱い (法人税・所得税)	地方税の取り扱い (固定資産税)
償却計算の基準日	事業年度(決算期)	賦課期日 (1月1日)
減価償却の方法	平成19年3月31日以前取得 旧定率法、旧定額法等の選択制度(建物については旧定額法) 平成19年4月1日～平成28年3月31日取得 定率法、定額法等の選択制度(建物については定額法) 平成28年4月1日以降取得 定率法、定額法等の選択制度(建物および構築物・建物附属設備については定額法)	定率法 (固定資産税定率法) 固定資産評価基準に定められた減価率を用いる P.15の「減価残存率表」 をご参照ください
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳	認められます	認められません
特別償却・割増償却 即時償却 (租税特別措置法)	認められます	認められません
評価額の最低限度	備忘価額(1円)	取得価額の 100分の5

償却資産の税額計算

償却資産の税額計算は以下のようになります。

$$\text{課税標準額（原則として評価額）} \times \text{税率（1.4\%）} = \text{税額}$$

ただし、市内に同一人が所有する償却資産の課税標準額の合計が、150 万円(免税点)未満の場合は固定資産税は課税されません。

※免税点未満でも申告は必要です。必ず申告してください。

償却資産の特例措置

償却資産の課税標準額は、賦課期日におけるその資産の評価額ですが、課税標準の特例措置が適用されるものは、評価額より小さく算定されます。課税標準の特例の適用がある資産は、地方税法で定められております。

特例措置を受けるには、「課税標準の特例適用申請書」および各種添付書類の提出が必要です。詳細につきましては、彦根市ホームページをご確認ください。

償却資産の評価

申告

毎年1月1日現在償却資産をお持ちの方は、その所有状況を1月末日までに申告していただきます。



評価

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価格の減少（減価）を考慮し、償却資産の評価額を算出します。固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、定率法です。減価残存率については、最終ページの減価残存率表を参照してください。

○ 前年中に取得された償却資産の評価

$$\boxed{\text{価格（評価額）}} = \boxed{\text{取得価額}} \times \boxed{\text{前年中取得の減価残存率}} \\ \left(1 - \frac{\text{減価率}}{2} \right)$$

○ 前年前に取得された償却資産の評価

$$\boxed{\text{価格（評価額）}} = \boxed{\text{前年度の価格}} \times \boxed{\text{前年前取得の減価残存率}} \dots (a) \\ \left(1 - \text{減価率} \right)$$

※ ただし、(a)により求めた額が、取得価額× $\frac{5}{100}$ （取得価額の5%）よりも小さい場合は、その償却資産が本来の用に供されている限りは、取得価額の5%の額が価格となります。



価格決定

毎年3月末日までに市長が価格を決定します。

【計算例】

取得価額 250,000 円、取得時期 令和6年10月、耐用年数3年の看板の評価額

令和7年度＝250,000×0.732＝183,000 円

令和8年度＝183,000×0.464＝ 84,912 円

令和9年度＝ 84,912×0.464＝ 39,399 円

令和10年度＝ 39,399×0.464＝ 18,281 円

令和11年度＝ 18,281×0.464＝ 8,482 円<12,500 円

※ 令和11年度は、取得価額の5%より小さくなりますので、評価額は12,500 円となり、以降12,500 円のままとなります。

主な償却資産とその耐用年数

第 1 種、第 2 種

資産の種類		細目	耐用 年数	細目	耐用 年数	細目	耐用 年数	
1	建物のうち簡易建物 (土地への定着性なし)	木製主要柱が10センチメートル角以下のもので、土居ぶき・杉皮ぶき・ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	10	掘建造のもの及び仮設のもの	7			
	構築物及び 建物附属設備	構築物	コンクリート路面・石敷き	15	工場緑化施設	7	農業用ビニールハウス	
			アスファルト舗装	10	その他の緑化施設・庭園	20	骨格部分が 金属造 木造 その他	14
			ビチューマルス路面	3	街路灯(金属造のもの)	10		5
			ブロック塀	15	広告用のもの(看板) 金属造 その他	20		8
			金属造の塀	10				
			建物附属設備	可動間仕切り 簡易なもの その他のもの	3	電気設備 蓄電池電源設備 その他のもの	6	冷暖房・通風・ボイラー設備 冷凍機の出力が22kw以下のもの その他のもの
	15	15						
	屋外給排水・衛生設備	15		消火・排煙又は災害報知設備	8	13		
	屋外ガス設備	15		アーケード・日よけ設備(金属製)	15	15		
	2	機械及び装置	食料品製造業用設備	10	飲食料品卸売業用設備	10	飲食料品小売業用設備	9
			飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	10	倉庫業用設備	12	宿泊業用設備	10
農業用設備			7	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備		飲食店業用設備	8	
林業用設備			5		娯楽業用設備			
漁業用設備、水産養殖業用設備			5		石油又は液化石油ガス卸売設備 (貯そうを除く)	13	映画館又は劇場用設備	11
							遊園地用設備	7
総合工事業用設備			6	その他の設備	8	ボウリング場用設備	13	
金属製品製造業用設備				自動車整備業用設備	15	その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	17	
金属被覆及び彫刻業又は 打はく及び金属製ネーム プレート製造業用設備			6	教育業(学校教育業を除く)又は学習支援業用設備			8	
					その他の設備		10	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備
その他のサービス業用設備			12		教習用運転シュミレータ設備		5	電気業用設備 主として金属製のもの その他の設備
					その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	8	8	

第3種、第5種、第6種

資産の種類			耐用 年数	細目	耐用 年数	細目	耐用 年数	
3	船舶		4	ボート・ヨット	5			
5	車両及び運搬具		4					
6	工具、器具及び備品	工 具	測定工具及び検査工具	5	治具及び取付工具	3	切削工具	2
			金型	2				
		器 具 及 び 備 品	事務机・事務いす及びキャビネット 主として金属製のもの その他のもの		応接セット 接客業用のもの その他のもの		陳列棚及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの	
				15		5		6
				8		8		8
			ベッド	8	ラジオ・テレビその他音響機器	5	冷房用又は暖房用機器	6
			その他の家具 接客業用のもの その他のもの 金属製 その他		電気冷蔵庫・洗濯機・その他電気ガス機器	6	電子計算機 パソコン(サーバー用を除く) その他のもの	
				5	カーテン・寝具等繊維製品	3		4
				15	複写機・レジスター・ファクシミリ等	5		5
			8	インターホン・放送用設備	6	カメラ・映写機及び望遠鏡	5	
			電話設備その他の通信機器 デジタルボタン電話設備等 その他のもの		時計	10	空撮専用ドローン	5
				6	試験又は測定機器	5	理容又は美容機器	5
				10	歯科診療用ユニット	7	消毒殺菌用機器	4
			金庫 手さげ金庫 その他のもの	5	調剤機器	6	スポーツ具	3
				20	パチンコ器	2	無人駐車管理装置	5
			レントゲン機器等 移動式・救急医療用 その他のもの	4	自動販売機・両替機	5	その他の広告器具 金属製のもの その他のもの	10
				6	看板・ネオンサイン	3		5

※表中にない資産については、彦根市ホームページ掲載の「耐用年数表」、もしくは管轄の税務署にてご確認ください。

減 価 残 存 率 表

耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率	
	前 年 中 取得のもの	前 年 前 取得のもの		前 年 中 取得のもの	前 年 前 取得のもの		前 年 中 取得のもの	前 年 前 取得のもの
2	0.658	0.316	23	0.952	0.905	44	0.974	0.949
3	0.732	0.464	24	0.954	0.908	45	0.975	0.950
4	0.781	0.562	25	0.956	0.912	46	0.975	0.951
5	0.815	0.631	26	0.957	0.915	47	0.976	0.952
6	0.840	0.681	27	0.959	0.918	48	0.976	0.953
7	0.860	0.720	28	0.960	0.921	49	0.977	0.954
8	0.875	0.750	29	0.962	0.924	50	0.977	0.955
9	0.887	0.774	30	0.963	0.926	51	0.978	0.956
10	0.897	0.794	31	0.964	0.928	52	0.978	0.957
11	0.905	0.811	32	0.965	0.931	53	0.978	0.957
12	0.912	0.825	33	0.966	0.933	54	0.979	0.958
13	0.919	0.838	34	0.967	0.934	55	0.979	0.959
14	0.924	0.848	35	0.968	0.936	56	0.980	0.960
15	0.929	0.858	36	0.969	0.938	57	0.980	0.960
16	0.933	0.866	37	0.970	0.940	58	0.980	0.961
17	0.936	0.873	38	0.970	0.941	59	0.981	0.962
18	0.940	0.880	39	0.971	0.943	60	0.981	0.962
19	0.943	0.886	40	0.972	0.944	61	0.981	0.963
20	0.945	0.891	41	0.972	0.945	62	0.982	0.964
21	0.948	0.896	42	0.973	0.947	63	0.982	0.964
22	0.950	0.901	43	0.974	0.948	64	0.982	0.965

減価残存率表は、申告書のうち種類別明細書（増加資産・全資産用）の減価残存率の欄に記入する際に用います。

耐用年数に応じた減価残存率を記載してください。



申告書送付時の宛名としてご利用ください。

〒522-8501

彦根市元町4番2号

彦根市役所 税務課資産税係 行

償却資産申告書在中